

告示

埼玉県告示第千四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
放置違反金	東京都品川区西品川一丁目一番一号 LINE Pay株式会社 代表取締役 前田 貴司	令和六年三月一日から令和七年二月二十八日まで
	東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦	同右
	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介	同右
	東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎	同右
	東京都港区港南二丁目十六番五号 楽天ペイメント株式会社 代表取締役社長 小林 重信	同右
	東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	同右
	東京都港区台場二丁目三番二号	同右

二 指定をした日

令和六年三月一日

ユーシーカード株式会社
代表取締役社長 福岡 和大